

三木町農業委員会
令和2年5月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会
令和2年5月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和2年5月21日
(会議時間) 14:50～15:20
(開催場所) 三木町防災センター第1研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数18名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫(欠席)		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

事務局

それでは、5月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等9件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、高尾委員と渡辺委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が3件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字南高原 5筆 1,621㎡
地目：田2筆、畑3筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号2 申請地：田中字南高原 1筆 601㎡
地目：田1筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号3 申請地：氷上字東中川 1筆 808㎡
地目：田1筆
譲渡理由：その他
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1は、近隣で畜産経営をしている譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人と話がまとまり売買するもので、下限面積等は特に問題ありません。

番号2について説明します。

番号2は、譲受人の経営規模拡大のため話がまとまり売買するもので、下限面積等は特に問題ありません。

番号3について説明します。

番号3は、譲渡人の近隣で耕作している譲受人の経営規模拡大のため売買するもので、下限面

積等は特に問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

7番委員

番号1と番号2について、譲渡人は県外在住で親から相続した農地を耕作しないため、手放したく思っていたところ、近所の譲受人に売買するもので、特に問題はないと思います。

3番委員

隣接で耕作している譲受人に売買するものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字上所 1筆 955㎡

地目：田1筆

現況：雑種地1筆

目的：資材置場

権利の種類：所有権移転売買

併用地：宅地 969.94㎡

造成時期：令和2年1月頃から

番号2 申請地：池戸字天神 2筆 599.08㎡

地 目：田2筆
現 況：雑種地2筆
目 的：資材置場
権利の種類：賃借権設定
併 用 地：宅地 175.41㎡
造 成 時 期：令和2年1月頃から

番号3 申 請 地：氷上字東中川 5筆 3,356㎡
地 目：田5筆
現 況：田5筆
目 的：特定条件付売買予定地
住宅2階建 12棟 626.04㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号4 申 請 地：氷上字東中川 2筆 31.48㎡
地 目：田2筆
現 況：田2筆
目 的：通路
権利の種類：所有権移転売買

番号5 申 請 地：氷上字花丸 1筆 154㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：店舗平屋建 1棟 43.06㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号6 申 請 地：氷上字花丸 1筆 257㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：住宅2階建
権利の種類：使用貸借権設定

番号1について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

【補足説明として、番号3にある特定条件付売買について資料により説明】

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

1 番委員

それでは、現地調査の報告を行います。5月分の農地法関連の申請について去る、令和2年5月13日(水)の午前9時から5条申請6件につきまして、協会長、高尾職務代理人、佐竹委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号1、2です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

18 番委員

5条申請番号1について、場所は井上川東の三叉路あたりの土地になります。併用地は、転用申請がされておりますが、今回の申請地は転用申請がされていなかったため、指導して、今回の5条申請に至ったものです。

12番委員

5条申請番号2について、場所は、長尾街道沿いインテリア用品店の近くになります。申請地のすぐ南側で家を建築する際、資材搬入のための用地として利用しており、造成してしまったとのことです。

3番委員

5条申請番号3について、三木町では、建築条件付きというのは、初めてのケースだと思いますが、どのようなメリット、デメリットがあるかわかりませんが、売り主と買い主は納得されていると思います。現地については、排水もきちんとするというので、特に問題はないと思います。

5条申請番号4について、譲受人が進路として使用しているため、今回明確にしたもので、公衆用道にするか農道として寄付するかは、現在話し合い中です。

16番委員

5条申請番号5について、譲受人は譲渡人の娘婿で美容室を建てるものです。

5条申請番号6について、譲受人は譲渡人の娘で、住宅を建てるものです。どちらも排水等特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が8件、再設定が5件、転貸2件で合計15件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を

満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：鹿庭 462㎡
地目：田
解約日：令和2年4月21日
解約理由：労力不足

番号2 申請地：鹿庭 399㎡
地目：田
解約日：令和2年4月27日
解約理由：労力不足

番号1について、借り手の労力不足のため解約します。

番号2について、借り手の労力不足のため解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。
他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年5月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____